

2020年11月16日

コロナ危機下こそシングル社会担当大臣を －高齢化社会での金融のあり方を再検討

岡三グローバル・リサーチ・センター理事長
エグゼクティブエコノミスト 高田 創

■ 高齢社会における金融の
あり方を考えることが重要

■ 金融商品の供給サイドが
販売のあり方を検討する
必要性が高まる

「2000万円レポート」から1年

今から1年以上前、2019年6月に金融庁の金融審議会市場ワーキング・グループが提出した「高齢社会における資産形成・管理」、いわゆる「2000万円レポート」が大きな話題になった。筆者もその審議会に委員の一人として参加したが、高齢化時代における資産形成に止まらず、経済・社会への影響を日本社会の各層に向けて問題提起するものとなった。市場ワーキング・グループ報告書では、当時、委員のなかでの議論として、報告書作成自体が目的ではなく、その報告書を起点として高齢社会における金融のあり方を考えることが目的とされていた。

今年は「顧客本位の業務運営」と 高齢化対応に

今年8月に金融庁の金融審議会市場ワーキング・グループが提出した報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－では、「顧客本位の業務運営」と「超高齢化社会における金融業務のあり方」が議論され、筆者も委員の一人として参加した。資産運用を高度化させるためのインフラ作りを行うことと同時に、進行する高齢化社会への対応を行うことが重視された。資産運用の高度化に向けた動きは、いわゆる「2000万円レポート」が生んだレガシーであり、若者中心に資産運用への関心が草の根のように生じていることを反映したものとも考えられる。同時に、供給者サイドの金融業者による金融商品販売のあり方を示すものでもあった。

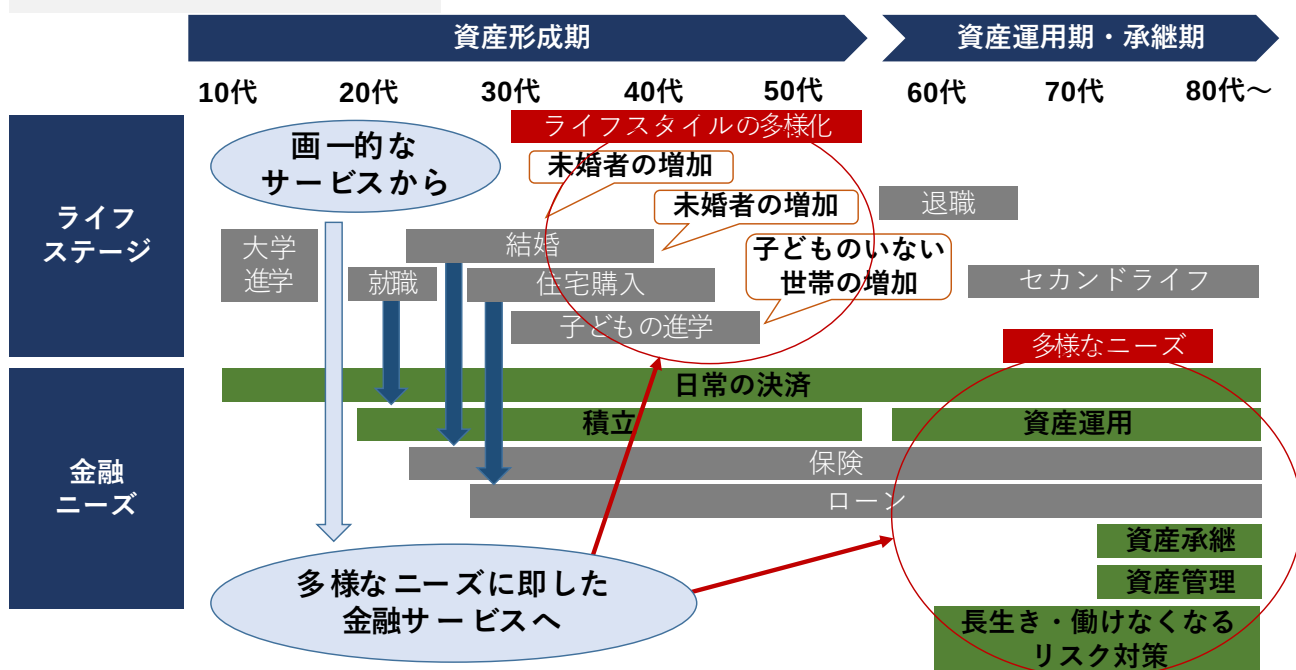
画一的人生モデルから複線系モデルへの 転換

今日、金融業界でモデルとされる人間像は人生設計上で大きく多様化している。その結果、金融サービスにおいても

■人々の人生設計の多様化で
オーダーメイドでの対応が
必要に

オーダーメイドでの対応が必要になってきた。すなわち、戦後の画一的人生モデルとしては、学校を卒業－企業への就職－結婚－住宅取得－会社の定年といったライフスタイルが暗黙裡に想定されてきた。金融機関サイドも、銀行中心にその入り口段階で預金口座を作ってもらえば、その先も画一化されたライフサイクルに沿ってトコロテン式に安定して預金が拡大するモデルだった。一方、今日の「人生百年モデル」では、以下の図表の縦方面への変化として、画一的モデルから複線系のモデルへの転換が生じている。そのなかでも象徴的な転換は単身者の大幅な増加である。

画一的モデルから複線系モデルへの転換



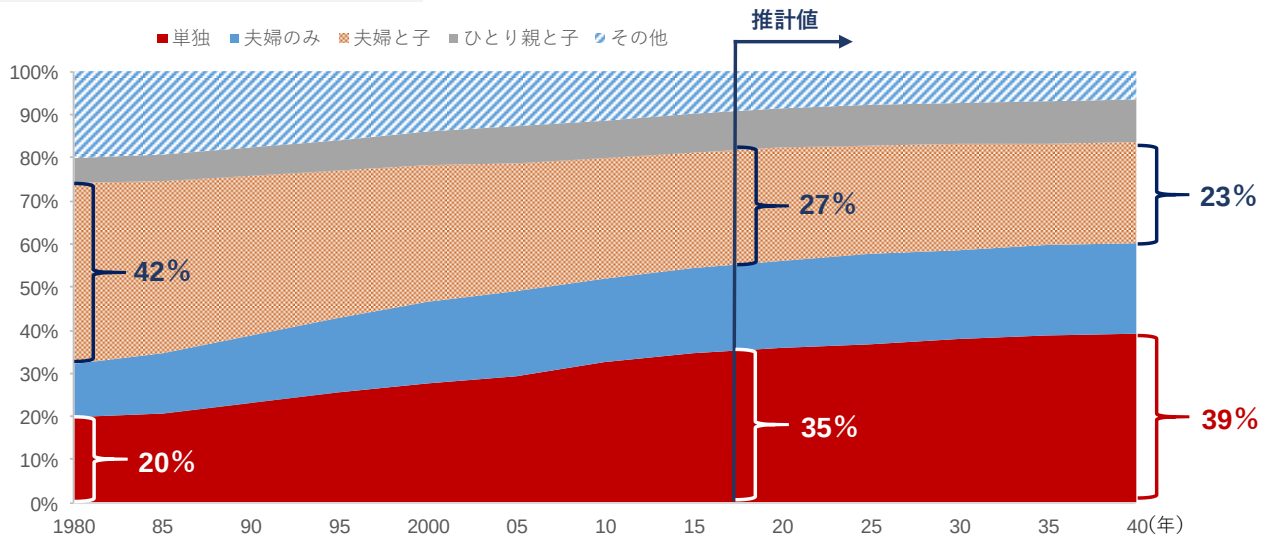
(作成) 岡三証券

複線系モデルのなかで生じる「単身化」

以上で示された複線化への変化を象徴するのが単身化の進展だ。一般的に政府が制度設計を行うときによく使われる用語に「標準世帯」という概念がある。従来、それは、「夫婦と子供」、また「夫婦と子供二人」とされることが多かった。その理由は、次ページの図表でもわかるように、このような家族構成の比率が最も高かったからだ。確かに、過去は「夫婦と子」の比率が最も大きかったが、今日、「単身者」の比率が最大になる大きな変化が生じている。

■今日の家族構成では
「単身」が標準的な状況

家族類型別世帯数の推移



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2018年)」

■ 単身化を背景に住宅需要は
郊外一戸建てから都心の
マンションへと移行

単身化が与える社会経済への変化

戦後の「標準世帯」中心のモデルが単独世帯中心へと変化するに伴い、社会経済的に各方面にわたる影響が生じている。住宅の世界では、標準世帯が居住する郊外での一戸建て中心から、単身化が進展し、より都心を志向したマンションに向かいやすい変化が進行する。コロナショックで再び、郊外への志向が生じているが、単身化が続く中で都心集中の流れは大きくは変わりにくいだろう。

小売りの世界でも標準世帯がターゲットとされていた郊外の大型スーパーではファミリータイプの物販が主流であった。一方、単独世帯は商圈が小さいコンビニのような形態やネット販売などの動きに転じやすく、単身化に合わせた個食などへの対応が進展している。

また、金融の世界では、現役世代を中心に比較的画一化されたライフサイクルに相応して、商業銀行中心に預金口座を確保すれば、その後のライフサイクルに沿った金融ビジネス拡大に自動的につながる構造であった。一方、単身化を中心に多様なライフサイクルに転じる中、多様なニーズに沿った対応が重視され、商業銀行の機能よりも今や多様性に応じやすい信託業務やプライベートバンク業務のウェイトが高まりやすい。

単身社会を中心にしたモデル、 シングル社会担当大臣を

今年、コロナショックに伴う支援のなかで、日本では10万円の現金給付が行われたが、その配布は家族単位が基本で

■ 単身社会の現実を直視した
政策対応の必要性が高まる

■ 今後は日本でも「シングルの
日」として各種イベント
が開催される可能性も

■ 日本は高齢社会のフロント
ランナーとして新たなビジ
ネスモデルを持つ必要も

あった。日本社会のあり方が、家族世帯単位であり、それが「標準」であるとの固定観念が定着している。一方、現実には先の図表のように単身者が最大の割合を占める状況にある。そうした中、単身社会の現実を直視したうえでの対応の変化も必要になっている。

英国では2018年1月に「孤独問題担当大臣」が創設されて話題になった。筆者は日本でも「シングル社会担当大臣」の創設が必要との提言を長年行ってきた。こうしたニーズは今回、コロナショックで「コロナ7業種」中心に苦労を強いられる層が増加したなかでは一層必要なものと考えられる。しかも、コロナショックでは人と人との接触を意図的に避けることが必要になるだけに、この孤独の問題にいかに向き合うかは特に本質的な課題である。

先週、11月11日は中国では「独身の日」とされ、「光棍節」として、毎年、盛大に祝われている。ここではインターネット販売を中心に、中国全土で一大商戦が繰り広げられる国民イベントになっている。日本でもすでに、一部の産業では「いい買い物の日」とした対応を行っている例もある。今後、シングルの日として各種のイベントが行われる可能性もあるだろう。

シングル社会の中での新たな金融のあり方も

日本の単身化の強まりは、従来前提としていた家族モデルの転換を意味し、その現実を直視する必要がある。単身化を認めることに対して保守的な立場の人からは、とかく、「日本の長年の美德」である「家族の崩壊を看過、助長する」との批判が根強いようだ。しかし、国民がシングルの生活を送りながらも社会的なつながりを強めていく仕組みを考えることが、地域社会の再生や少子化対策にも有効だと考えられる。

ここでシングル社会に向けて重要な課題は単身の高齢者への向かい方だ。「テレビだけが友達」という高齢者は日本でも一般的な姿になりつつある。認知症や買い物難民、長生きリスクなど、高齢者の問題はすでにシングル化と切り離せない問題となっている。

以上の問題に対して社会的な絆を作り出すことは日本全体のレベルでの成長戦略にもつながるものだ。長引く消費の停滞は人々の将来不安と密接に結びつく。今年はコロナショックが加わって、人と人との接触が一段と低下している。そもそもコロナがもたらす「ソーシャル・ディスタンス」とは人間社会本来の機能を殺すものでもある。一般的に、高齢者にとって重要な3要素は「経済面、健康、絆」とされる。将来不安のなかでも最も大きいのはシングルになることの不安ではないか。以上の環境のなか、シングルにも対応ができる金融や全般的なサービスをいかに行うかが重要な課題となる。日本は高齢社会のフロントランナーとして新たなビジネスモデルを持つ必要が生じている。

重要な注意事項

免責事項

- ・本レポートは、投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成されたものであり、個々の投資家の特定の投資目的、または要望を考慮しているものではありません。また、本レポート中の記載内容、数値、図表等は、本レポート作成時点のものであり、事前の連絡なしに変更される場合があります。なお、本レポートに記載されたいかなる内容も、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。投資に関する最終決定は投資家ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。
- ・本レポートは、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成されたものですが、その情報の正確性、安全性を保証するものではありません。企業が過去の業績を訂正する等により、過去に言及した数値等を修正することがありますが、岡三証券がその責を負うものではありません。
- ・岡三証券及びその関係会社、役職員が、本レポートに記載されている有価証券について、自己売買または委託売買取引を行う場合があります。岡三証券の大量保有報告書の提出状況については、岡三証券のホームページ(<https://www.okasan.co.jp/>)をご参照ください。

地域別の開示事項

日本:

○金融商品は、個別の金融商品ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なります。金融商品取引のご契約にあたっては、あらかじめ当該契約の「契約締結前交付書面」(もしくは目論見書及びその補完書面)または「上場有価証券等書面」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<有価証券や金銭のお預りについて>

株式、優先出資証券等を当社の口座へお預けになる場合は、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。加えて外国証券をお預けの場合には、1年間に3,300円(税込み)の口座管理料をいただきます。ただし、当社が定める条件を満たした場合は当該口座管理料を無料といたします。

なお、上記以外の有価証券や金銭のお預りについては料金をいただきません。さらに、証券保管振替機構を通じて他社へ株式等を口座振替する場合には、口座振替する数量に応じて、1銘柄あたり6,600円(税込み)を上限として口座振替手数料をいただきます。

お取引にあたっては「金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明」の内容を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

<株式>

- ・株式の売買取引には、約定代金(単価×数量)に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。ただし、株式累積投資は一律1.265%(税込み)の売買手数料となります。国内株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・外国株式の海外委託取引には、約定代金に対し、最大1.375%(税込み)の売買手数料をいただきます。外国株式の国内店頭(仕切り)取引では、お客様の購入および売却の単価を当社が提示します。この場合、約定代金に対し、別途の手数料および諸費用はかかりません。
- ※外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料および公租公課その他の賦課金が発生します(外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、その合計金額等をあらかじめ記載することはできません)。外国株式を募集等により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・株式は、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による株価の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・株式は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・また、外国株式については、為替相場の変動によって、売却後に円換算した場合の額が下落することによって損失が生じるおそれがあります。

<債券>

- ・債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ・債券は、金利水準、株式相場、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による債券価格の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- ・債券は、発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。
- ・金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

<個人向け国債>

- ・個人向け国債を募集により購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。個人向け国債を中途換金する際は、次の計算によって算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます(直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685)。
- ・個人向け国債は、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるおそれがあります。

<転換社債型新株予約権付社債(転換社債)>

国内市場上場転換社債の売買取引には、約定代金に対し、最大1.10%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料をいただきます。転換社債を募集等によりご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。転換社債は転換もしくは新株予約権の行使対象株式の価格下落や金利変動等による転換社債価格の下落により損失が生じるおそれがあります。また、外貨建て転換社債は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

<投資信託>

- ・投資信託のお申込みにあたっては、銘柄ごとに設定された費用をご負担いただきます。
お申込時に直接ご負担いただく費用:お申込手数料(お申込金額に対して最大3.85%(税込み))
保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬(信託財産の純資産総額に対して最大年率2.254%(税込み))
換金時に直接ご負担いただく費用:信託財産留保金(換金時に適用される基準価額に対して最大0.5%)
その他の費用:監査報酬、有価証券等の売買にかかる手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が必要となり、商品ごとに費用は異なります。お客様にご負担いただく費用の総額は、投資信託を保有される期間等に応じて異なりますので、記載することができません(外国投資信託の場合も同様です)。
- ・投資信託は、国内外の株式や債券等の金融商品に投資する商品ですので、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が下落することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・投資信託は、組入れた有価証券の発行者(或いは、受益証券に対する保証が付いている場合はその保証会社)の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による、対象組入れ有価証券の価格の変動によって基準価額が変動することにより、損失が生じるおそれがあります。
- ・上記記載の手数料等の費用の最大値は、今後変更される場合があります。

<信用取引>

信用取引には、約定代金に対し、最大1.265%(税込み)(手数料金額が2,750円を下回った場合は2,750円(税込み))の売買手数料、管理費および権利処理手数料をいただきます。また、買付けの場合、買付代金に対する金利を、売付けの場合、売付株券等に対する貸株料および品貸料をいただきます。委託証拠金は、売買代金の30%以上で、かつ300万円以上の額が必要です。信用取引では、委託証拠金の約3.3倍までのお取引を行うことができるため、株価の変動により委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

- 自然災害等不測の事態により金融商品取引市場が取引を行えない場合は売買執行が行えないことがあります。
- 2037年12月までの間、復興特別所得税として、源泉徴収に係る所得税額に対して2.1%の付加税が課税されます。

岡三証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

香港における本レポートの配布:

本レポートは、香港証券先物委員会(SFC)の監督下にある岡三国際(亜洲)有限公司によって、SFCに規定される適格機関投資家(PI)に配信されたものです。本レポートに関するお問い合わせは岡三国際(亜洲)有限公司にお願いします。

米国内における本レポートの配布:

本レポートは岡三証券が作成したものであり、1934年米国証券取引所法に基づく規則15a-6に規定される米国主要機関投資家のみに配信されたものです。岡三証券は、米国内における登録業者ではないため、米国居住者に対しブローカー業務を行いません。本レポートで言及されている銘柄の売買注文は、アーバック・グレイソン社を通して執行いたします。

なお、本レポートは、受領者及びその従業員が使用することを目的として配信しております。

さらに、本レポートのアナリストは米国で活動をしていないため、米国のリサーチ・アナリストとして登録されておらず、資格も有していません。また、当該アナリストは、アーバック・グレイソン社または他の業者の関係者ではありません。したがって、当該アナリストは、米国金融規制機構(FINRA)規則の適用の対象ではありません。

その他の地域における本レポートの配布：

本レポートは参照情報の提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

本レポートの受領者は、自身の投資リスクを考慮し、各国の法令、規則及びルール等の適用を受ける可能性があることに注意をする必要があります。

地域によっては、本レポートの配布は法律もしくは規則によって禁じられております。本レポートは、配布や発行、使用等を行うことが法律に反したり、岡三証券に何らかの登録やライセンスの取得が要求される国や地域における国民や居住者に対する配布、使用等を目的としたものではありません。

※本レポートは、岡三証券が発行するものです。本レポートの著作権は岡三証券に帰属し、その目的いかんを問わず無断で本レポートを複写、複製、配布することを禁じます。

(2020年11月改訂)